平成２３年（フ）第２４４号
川崎市宮前区有馬１丁目５番21号　千明ハイツ１－２、前住所川崎市宮前区有馬１丁目13番１－311号　鷺沼マンション
債務者　大山　富子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
川崎市川崎区田島町７番６号　岩崎荘101、前住所横浜市鶴見区生麦４丁目21番31号　飯松ハイツＡ号室
債務者　布施　栄二
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
川崎市川崎区小田４丁目２番19号　コーポなどやま201、前住所川崎市川崎区渡田山王町19番９号　飛鳥ハイツ203
債務者　末吉　勝一
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
川崎市幸区鹿島田965番地１　プラザ新川崎105、前住所川崎市幸区戸手本町１丁目44番地３　戸手本町寮203
債務者　横濱　大輔
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
川崎市宮前区東有馬２丁目32番26号　レリアハイツＢ－102、前住所川崎市宮前区野川3029番地２　ファーレ野川Ｂ－108
債務者　内井　久子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
愛知県豊田市大林町14丁目10番地21　第２板倉マンション201号
債務者　山下　英二
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月20日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
愛知県豊田市竹元町南嶋８番地２　フォーブルみゆき101号
債務者　下岡　孝一
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月20日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
愛知県刈谷市宝町４丁目４番地15　ヒューマンポートαⅡ202号
債務者　田港　朝洋
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月20日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
栃木県小山市大字間々田2510番地35、前住所山形県米沢市東２丁目７番81号
債務者　小林　一美
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８８５号
東京都江戸川区中葛西３丁目18―11―103
債務者　黒澤　真紀
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８８７号
東京都江戸川区南小岩２丁目21－３－201
債務者　麥谷　啓子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９３１号
東京都葛飾区お花茶屋２丁目２－５－301
債務者　安戸ひろみ
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０４３号
東京都江戸川区松江５丁目９－８－301
債務者　岡野　文子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０４４号
東京都江戸川区松江５丁目９－８－301
債務者　岡野　孝子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部